

六

イ
イ
發

価 入 価・別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
格 行 札 格 第 参 市 及 入 価・別 債 發 競
競 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
争 額 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 入

額
面
金
額
で
一
兆
七
千
二
百
九
十
九

ハ 口 イ

五

方 募

入 価 法 入
札 格 決
發 競 定
行 争 の

込 募 各 割 各 当 も 各
み 限 国 り 申 て の 申
の 度 債 当 込 る か 込
応 額 市 て み 。 ら み
募 の 場 る の そ の
額 範 特 。 応 の う
を 囲 別 募 応 ち
割 内 参 額 募 応
り に 加 を 額 募
当 お 者 案 を 価
て い ご 分 順 格
る て と に 次 の
。 各 の よ 割 高
申 応 り り い

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場 で
入 場 も 加 、 た 価 格 国 定 特 あ
札 特 の 者 財 後 格 競 債 め 別 つ
發 別 に ご 務 に 競 争 市 る 参 て
行 參 よ と 大 行 争 入 場 も 加 、
「 加 る に 臣 わ 入 札 特 の 者 財
と 者 發 応 が れ 札 發 別 に ご 務
い ・ 行 募 各 る の 行 參 よ と 大
う 第 一 限 国 入 と 者 發 応 が
。 II 以 度 債 入 入 い ・ 行 募 各
非 下 額 市 札 の う 第 一 限 国
価 一 を 場 で 決 。 I 以 度 債
格 国 定 特 あ 定 一 I 以 度 債
競 債 め 別 つ を 及 非 下 額 市

七

ハ　ロ　イ
払

国	札	非	入	価	込	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入	
債	発	競	札	格		入	価	・	別	債		入	価	・	別	債		發	競		札
市	行	争	發	競	金	札	格	第	參	市		札	格	第	參	市		行	争		發
場	入	行	争	額		發	競	Ⅱ	加	場		發	競	I	加	場		入		行	

千	七	二	一		百	国	条	特		で	た	条	特	五	額	た	条	千	額	発	四	う	億					
六	十	兆			七	債	の	別		千	利	第	別	七	利	第	別	十	で	利	第	四	面	行	十	ち	円	
百	億	八	七		十	に	規	会		六	付	一	会	十	付	一	会	万	二	付	一	百	金	し	六	、		
六	二	万	千		八	つ	定	計		百	国	項	計	億	国	項	計	円	千	国	項	五	額	た	条	特		
十	千	円	三		億	い	に	に		六	債	の	に	千	債	の	に		三	債	の	十	で	利	第	別		
五	六	百	六		円	て	基	関		十	債	の	に	千	債	の	に		百	債	の	十	一	付	一	会		
億	百	二	二		、	づ	す			三	つ	定	す	百	つ	定	す		九	つ	定	円	兆	国	項	計		
四	五	十	四		額	き	る			億	い	に	る	万	い	に	る		十	い	に	、	四	債	の	に		
千	十	四			面	發	法			円	て	基	法	円	て	基	法		六	て	基	同	千	に	規	関		
九	二	万	五		金	行	律			、	づ	律	、	づ	律	、	づ		億	は	づ	法	九	つ	定	す		
百	四	千	五		額	し	第			額	き	第	額	き	第	額	き		四	、	き	第	百	い	に	る		
四	十	五	百		で	た	四			面	發	四	面	發	四	面	發		千	額	發	六	二	て	基	法		
十五					千	利	十			金	行	十	金	行	十	金	行		五	面	行	十	億	は	づ	律		
					八	付	七			額	し	六	額	し	六	額	し		百	金	し	二	五	、	き	第		

十
ロイ一
発

・別債行争非者特国札非入価發
 第参市及入価・別債發競札格行行
 II加場び札格第参市行争發競価
 非者特国發競I加場、入行争格日

九
八
二

振額最
 替低行争非者特国行争非者特
 額入価・別債入価・別
 単面札格第参市札格第参
 位金發競II加場發競I加

額上額	平す額の振	五	千	万
面の面	成るの記替	万	八	円
金そ金	二。整載法	円	百	
額れ額	十数又の		八	
百ぞ百	年倍は規		十	
円れ円	十の記定		億	
にのに	二金録に		八	
つ応つ	月額はよ		千	
き募き	二に、る		百	
百価百	十よ最振		七	
円格円	二る低替		十	
十五	日も額口		万	
錢	の面座		円	
以	と金簿			

の経利入価
払過札格
込利発競
み子率行争

(一)

む十式は年
も号に、募一
のによ払入・
と規り込決四
す定算金パ
るす出額の
しに通セ
るしに通セ
期た加知ント
日金えをト
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二)

發行時において、そ
の記載し得て税
又て税は振が
は前記替源
金額をか
のさ座徵そ
の當算られ簿收の
該式る中さ利
該式る中さ利
金額にものれ子
除税外しに住時額額よの口るに

初
期
利
子

下は期た期平
(一)
、が金と成すの国たは者にへにりに座も係
次そ銀額し二る税法金、又おた百算つにのる
号の行を、十こ率人額前記はいだ分
及翌休支次一とをがに(一)國取、二十
び當業払の年が乗適当のう算六でじ用該算法得当
第業日う算六でじ用該算法得当
第十日。式月きたを非式人す該
十六日にたに二る金受居にでる國
号支當だよ十。額け住よあ者債
に払たしり日(一)る者りるがを
おうる、算をを所又算場非發
いへと支出支控得は出合居行金
て以き払し払除税外しに住時額額よの口るに

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 る い 日 每
成 務 本 面 成 利 て を 年
二 大 銀 金 三 子 、 支 六
十 臣 行 額 十 を そ 払 月
年 か 百 年 支 の 期 二
十 ら 円 十 払 日 と 十
二 通 に 二 う 以 し 日
月 知 つ 月 。 前 、 及
二 を き 二 六 各 び
十 受 百 十 月 支 十
二 け 円 日 間 払 二
日 た に 期 月
者 属 に 二
す お 十

$$\text{額面金額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ 。